

## ごみの減量化・リサイクル化の流れとダイオキシン類削減に逆行する「京都府ごみ処理広域化計画」について

1999年8月

日本共産党京都府会議員団

### 市町村への「広域化計画」の一方的おしつけはやめるべき

京都府は、厚生省が平成9年5月、全国の都道府県に対してダイオキシン類の発生抑制を目的に、ごみ処理の広域化計画を策定するよう指示したのを受けて、2年間にわたる関係機関との協議と検討を経て本年5月「京都府ごみ処理広域化計画」（以下「府計画」という）を発表し、府下市町村に対しこの計画の実施を求めている。

その中心点は、2008年までにゴミ処理量を15%削減するとともに、府下自治体を7ブロックに分け、「1日100トン以上の大型焼却炉で24時間連続燃焼する」というごみの集約化・大量焼却を基本としている。

わが議員団は、厚生省がごみ処理の広域化計画の策定を各都道府県に求めたときから、この計画が、ゴミの減量化・リサイクルの流れにも、本来のダイオキシン類発生削減にも逆行することを指摘し、府当局が「広域化計画」を市町村に一方的に押しつけることのないようくり返し要求してきた。

ところが、府当局は、市町村のごみ処理の実態や、焼却炉の耐用年数のちがいなど、それぞれが抱えている課題に対応して支援するのではなく、「100トン未満の非連続焼却炉には国の補助金は出ない」として、国言いに大型焼却炉の導入を前提とする「府計画」の作成をすすめてきた。こうしたやり方では、各自自治体の抱えている課題の解決に役立たないばかりか、府下各地で進んでいるごみの分別収集と再資源化の流れにも水をさすことにならざるを得ない。

このように、「府計画」は、府民の願いと全国の流れに逆行し、むしろこれまでの埋立てと焼却中心のごみ行政の継続・固定化につながりかねない重大な問題点とダイオキシン類の発生抑制のため真に効果ある対策とは言えない問題点を抱えている。加えて「府計画」は、市町村に大きな財政負担を課すことになるものであり、一方的な押し付けはやめるべきである。

### 「府計画」はダイオキシン発生の源となっている焼却炉の大型化と焼却方式の永続化をはかるもの

ダイオキシン類の発生抑制のためには、大量発生の源になっている全量焼却処理方式からの脱却が避けられない課題であり、当面、可能な限りプラスチック類の焼却量を削減す

る方策に全力を注ぐとともに、現在運転中の中小型の焼却炉の高温・完全燃焼など燃焼管理の徹底、排煙処理の高度化などによって、ダイオキシン類の発生を削減することが現実的であつた確実な方策として全国の自治体でとりくまれている。

ところが、国が当初押し付けてきた「広域化計画」策定指導の内容は、ダイオキシン類の発生総量の抑制については一切問題にしないばかりか、「排出基準値クリア」だけを目的とした「大量・連続燃焼」中心のものであった。「府計画」は、この方向にそって作られたため、「ダイオキシン類の発生総量の抑制・削減」に正面からいどまず、先延ばしするものとなっており、真に実効性のある計画とはなっていない。

このように「府計画」は、ゴミの減量化に逆行するばかりか、広域化、大量焼却方式によって、ダイオキシンの発生源となっている焼却炉の大型化と焼却方式の永続化をはかるものであり、ダイオキシン削減対策としても到底評価できるものではない。

## ごみ分別収集を徹底し、ダイオキシン類の削減と総量規制の実現を

本年6月、厚生省は、今後のごみ行政の進め方について、「焼却・埋め立て」方式から「減量・リサイクル化」への転換を打ち出し、100トン未満の焼却炉についても、広域化計画にそって整備する場合は、補助対象にする、との一定の見直しを明らかにした。

さらに、7月には議員立法による「ダイオキシン規制法」が制定され、ダイオキシン類の抑制対策のため「大気・土壌・水質のダイオキシン汚染の安全基準」が設定され、併せてこれまでの「排出基準」のみの規制に加え、新たに「排出総量基準」が設けられ、国と地方自治体に総量削減計画の策定が義務づけられることとなった。

いま、京都府に求められていることは、こうした状況をふまえ、「府計画」の一方向的な押しつけをやめ、今後のゴミ行政の展開にあたっての課題や問題点を市町村と十分に協議・調整し、府計画の抜本の見直しを行うことである。

ダイオキシン類の発生総量を規制するためには、制定された「規制法」をも活用し、全国の進んだゴミ行政に学び、わが党議員団の「ダイオキシン削減のための5つの緊急提言」で強調したように塩化ビニール製品の表示と回収をすすめ、府民とすべての事業者の協力で、分別・リサイクルを徹底して推進することである。

また、全量焼却方式の中で、大量にダイオキシンが蓄積していると考えられる清掃工場、最終処分場周辺、産廃処理施設、「野焼き」現場などの土壌や水質の汚染実態を調査し、その結果を府民に公表するとともに、必要な対策を講ずることも緊急の課題である。そのためにも、府として独自の調査、分析体制を早急に確立すべきである。

第106回京都府地方審議会は、7月30日にルビノ京都で開催されました。審議会の審議内容と結果をご紹介します。審議会には、日本共産党の岩田隆夫府議が委員として参加しています。

## 第106回京都府都市計画地方審議会の審議について (報告)

1999年7月30日

1、審議会の冒頭、岩田隆夫委員（日本共産党府議）が審議会の公開を求めて発言、これにたいし天野審議会委員長が応答。内容は以下のとおり。

### 【岩田府議】

国において情報公開法が制定されたように情報公開は大きな流れ。しかも『まちづくり』はそれぞれの自治体における住民の中心の問題である。審議会議事録の公開と審議会の傍聴を認めるよう転換する時だ。審議会の傍聴ができるよう条例を改正すること、意見の陳述を認めるよう審議を改善しよう。

### 【天野審議会委員長】

今日ここで『公開』を結論することは時期尚早と考える。引き続きこの問題に関しては整理すべきと考える。引き続き慎重に対応していきたいと思うのでご了解願いたい。

2、次に議案に対する審議が行われ、各議案に対して以下の意見がのべられた。なお岩田委員が保留ないし反対した議案を含めて、他の委員はすべてに賛成し、全議案が可決された。

### (1) 国道9号線立体交差事業関連議案(付議第1525号、1526号)

#### 【岩田府議】

立体交差化事業計画が、① 十分な「交通量調査」や住民を納得させるだけの「合理性と必要性に欠ける内容」であり、② 十分な説明のないまま形式だけ「説明した」として進めている現段階での決定は無理がある。意見書が47通でているがすべて「反対」の内容である。莫大な事業費を費やすだけで渋滞解消の抜本的解決にならない。むしろ島津五条工場へのスーパージャスコ(5万㎡)の進出ともあわせ西大路五条付近で大渋滞をまねくことが必至と予想される。こうした理由で議案に反対する。

この際、申し上げておくと、① 今日、千代原口付近および葛野大路付近で渋滞を引き起こしている原因は、洛西ニュータウン開発時に計画されていた地下鉄計画をないがしろにして先送りしてきたこと、② 京都市内へのアクセス、主要幹線道路の建設をなおざりにして国道9号線のみにゆだねてきた京都市の無責任な道路行政にある。具体的には桂川架橋の新・増設がさげられない課題である。今後、京都市は例えば北部では桂大橋、上野橋の拡幅ないし新設を、南部では第二久世橋の早期着工と九条通りに新しい橋の建設をただちに真剣に検討すべきである。京都府はJR山陰線の複線化事業を急ぐよう、JR西日本に強く働きかけることが課題であることを自覚して対応されたい。

#### 【野中委員】

園部から洛西まで15分。そこから府庁までは1時間以上かかる。この計画をぜひとも早く実現してもらいたい。西大路付近および丹波口駅までの整備を強く要望しておきたい。

#### 【二ノ湯委員】(自民・京都市議)

この案がベストとは言えないがベターだ。市議会に「関連する委員会」もつくってがんばっている。今回とりあえず次善の策として早急に着手していただきたい。

**【高屋委員】（自民・府議）**

総合的な対策が必要。しかし第2外環とも併せ一日も早く実現を望みたい。

**【佐藤委員】（公明・府議）**

葛野は桂川の橋からの進入が急勾配で問題である。西大路五条の渋滞対策が不十分。

**（2）京阪淀駅高架事業関連議案（付議第1527号～1530号）**

**【岩田委員】**

住宅連たんの都市部の駅を橋上化する場合、地元住民からの強い要望があれば別だが、基本的には現在地で、上げるものである。駅入口、駅前広場の移動は、既存商店街に重大な影響をもたらすのは必至、自明であり、この計画はかなり無理があると言いがたない。しかも、立ち退きが多く出ることもあり、その点でもこの計画は問題である。住民の合意が得られていないのでこの4議案には反対である。

この際、申し上げるが地元住民からの強い要望は六叉路の渋滞解消、競馬開催日の渋滞解消、駐輪場の設置であった。出てきたものは競馬場へのアクセス確保が第一で地元は踏んだり蹴ったりである。なお、1530号議案中のすりばち池の緑地化は賛成である。

**（3）南丹病院拡張に伴う用途地域変更（付議第1531号）**

**【岩田委員】**

病院の施設は必要なものだが、建設計画は無茶すぎる。新計画と旧病棟は国道9号線とJR山陰線と小川を隔てた場所は無茶な計画である。病院や学校が、鉄道や国道で分断されて、それを3階の高さで距離100メートルの高架の渡り廊下で歩かせるなど、日本広しと言えどこんなひどい計画はない。現地住民や町議会への具体的説明もないまま進められている。建設場所の変更が必要であり、再検討を求め、保留する。

**（4）綾部住宅工業団地の一部用途地域の変更（付議第1532号、1533号）**

**【岩田委員】**

この団地計画は工業団地7区画、住宅団地450区画のもので、現時点で綾部市にとっては約110億円の大事業だが、今日の経済状況と不況のもとで『完売』は非常に困難であり、見通しがたたないものである。すべての区画が売れてこそ採算がとれるもの。売れなければ綾部市が莫大な不良資産を抱え込むことになる。早期完売のため、分譲価格を下げなければ、その分市民の負担が増えることになる。市の年間予算180億円に対し起債総額は356億円になる。このままでは綾部市が財政的に重大な困難に直面する。市民の間でも凍結し計画を全面的に見直すべきとの声が強くなっていることは妥当な事態である。計画の凍結・見直しを求め決定することに反対する。

**（5）木津町学研地域「南部地区」の公園（付議第1534号）**

**【岩田委員】**

上人ヶ平公園、梅見台公園、州見台公園の設置はいずれも賛成する。

**（6）木津町・精華町の公共下水道（付議第1535号、1536号）**

**【岩田委員】**

いずれも賛成である。